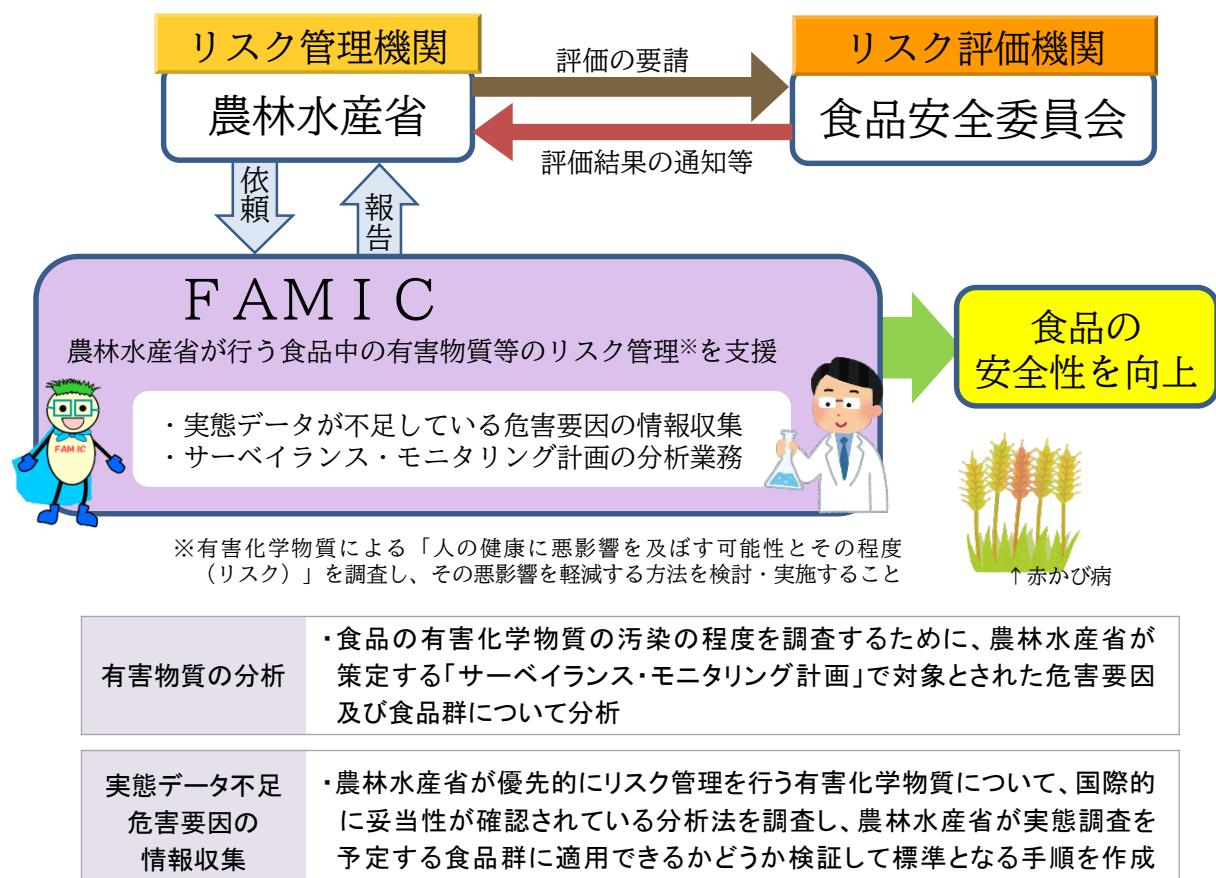


## (6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

### ① 業務の主なスキーム



詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇リスク管理に資する分析調査：

[http://www.famic.go.jp/information/business\\_guidance/06\\_risk/](http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/06_risk/)



### ② 令和6年度の業務成果・業務実績

農林水産省では、食品安全に関するリスク管理の取組として、どのような有害化学物質がどの程度農林水産物等に含有されているのかを調査しています（汚染実態調査）。FAMICは、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しており、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得しています。

令和6年度は、当該計画に基づく小麦及び大麦中のかび毒等1,049件のほか、モリアザミ中のピロリジジンアルカロイド類16件の分析を行い、農林水産省がリスク管理をするための基礎データの収集、把握に貢献しました。



LC-MS/MS（液体クロマトグラフィー質量分析計）による分析



モリアザミ

## (7) その他の業務

### ① 業務の主なスキーム

情報提供等	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、電話相談、ホームページ、広報誌、メールマガジン等の様々なツールを用いて提供</li><li>・検査・分析の信頼性の確保、国際技術協力等を実施</li></ul>
-------	---

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇情報提供：

[http://www.famic.go.jp/information/business\\_guidance/08\\_joho/](http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/08_joho/)



◇国際関係業務：

[http://www.famic.go.jp/information/business\\_guidance/07\\_iso/](http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/07_iso/)



◇品質保証への取組：

<http://www.famic.go.jp/information/quarity/>



#### 令和6年度技術講習会「残留農薬分析技術研修」開催のご案内

FAMIC 農薬検査部では、農林水産省から指示を受けて国内産農産物における農薬の使用状況や残留状況の調査（残留農薬分析）を行っています。

本年度技術講習会は、この残留農薬分析を取上げ、農薬業界や食品関連産業等に携わる方に加え、地方公共団体の食品衛生監視業務や病害虫防除業務を担う方のうち残留農薬分析に関する技術的な知見を得たい方を対象に、残留農薬分析の知識や技術の習得を支援するための研修を下記のとおり開催いたします。



### ② 令和6年度の業務成果・業務実績

FAMICは、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。

令和6年度は、事業者の関心が高い食品表示、有機JAS、農業生産資材（肥料、農薬、残留農薬分析技術など）に関する講習会を全国で6回開催しました。このうち3回は受講者の利便性を考慮し、リモート配信により実施しました。

また、FAMICは、農林水産省、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請に応え、技術指導のため、国際協力専門家の海外派遣や海外研修員の受入研修を行っています。

令和6年度は、国際協力専門家として職員1名を1回海外派遣するとともに、海外からの研修員の受け入れを1回（1か国、3名）実施しました（P32参照）。



技術講習会  
(残留農薬分析技術研修) の様子



海外からの研修員の受け入れの様子

# 10. 業務の成果と使用した資源との対比

## (1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| ① 肥料及び土壌改良資材関係業務                  | (P29参照) |
| ② 農薬関係業務                          | (P31参照) |
| ③ 飼料及び飼料添加物関係業務                   | (P33参照) |
| ④ 食品表示の監視に関する業務                   | (P35参照) |
| ⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務    | (P37参照) |
| ⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 | (P39参照) |
| ⑦ その他の業務                          | (P40参照) |

## (2) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和6年度も、理事長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行しました。

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組の結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和6年度業務実績等報告書

[http://www.famic.go.jp/public\\_information/tsusoku/houkoku/](http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/)



(単位：百万円)

評価項目	評定 (※)	行政コスト
全体の評定	B	
項目別評定		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	B	587
② 農薬関係業務	A	1,075
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	A	913
④ 食品表示の監視に関する業務	A	1,404
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	B	1,078
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	171
⑦ その他の業務	B	491
II 業務運営の効率化に関する事項		
① 業務運営コストの縮減	B	
② 人件費の削減等	B	
③ 常勤職員数の削減等	—	
④ 調達等合理化の取組	B	
⑤ 情報システムの整備及び管理	B	

評価項目	評定 (※)	行政コスト
III 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	A	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	
IV その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	A	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,222
合計		6,940

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※評定区分

- S： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。
- －： 業務実績がないため、評価対象としない。

### （3）主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評定(※)	A	A	B	B	—

※評定区分

- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

### 【参考】平成27年度から令和元年度までの5年間の総合評定

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評定	B	B	B	B	B

# 11. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	7,020	7,020	
施設整備費補助金	518	92	※A
受託収入	2	4	
諸収入	40	54	
前年度よりの繰越金	-	-	
計	7,581	7,170	
支出			
業務経費	764	723	
施設整備費	518	92	※A
受託経費	2	4	
一般管理費	666	711	
人件費	5,631	5,503	
計	7,581	7,033	

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(差額理由)

※A：名古屋センター検査施設整備の一部を令和7年度へ繰越したため、収入及び支出が減となっています。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

[http://www.famic.go.jp/public\\_information/johokokai/22jyou/kesan\\_houkoku/](http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesan_houkoku/)



# 12. 財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	1,165
現金・預金等(* 1)	836	未払金・預り金等	731
引当金見返	434	引当金	434
その他	35	固定負債	5,521
固定資産	11,495	資産見返負債	606
有形固定資産	6,870	引当金	4,615
引当金見返	4,614	その他	300
その他	10	負債合計	6,685
		純資産の部 (* 2)	金額
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	△4,135
		利益剰余金	139
		純資産合計	6,114
資産合計	12,799	負債純資産合計	12,799

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。以下、他の財務諸表についても同様です。

2. 財務諸表内の(\*)は、各科目・項目の対応関係を示しています。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,841
経常費用 (* 3)	6,840
臨時損失 (* 4)	0
その他行政コスト (* 5)	100
行政コスト合計	6,940

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	6,840
調査指導業務費	5,658
人件費	4,651
減価償却費	132
その他	876
一般管理費	1,182
人件費	901
減価償却費	9
その他	272
財務費用	-
経常収益	6,976
運営費交付金収益	5,937
事業収益等自己収入	54
その他	985
臨時損失 (* 4)	0
臨時利益	3
当期純利益 (* 6)	138
前事業年度繰越積立金取崩額	0
当期総利益	139

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利 益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	△4,084	220	6,246
当期変動額				
固定資産の取得	-	48	-	48
その他行政コスト (* 5)	-	△100	-	△100
国庫納付金の納付	-	-	△219	△219
当期純利益 (* 6)	-	-	138	138
当期末残高 (* 2)	10,110	△4,135	139	6,114

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	401
人件費支出	△5,318
運営費交付金収入	7,020
事業収益等自己収入	53
その他収入・支出	△1,354
投資活動によるキャッシュ・フロー	△150
資金増加額（又は減少額）	251
資金期首残高	585
資金期末残高 (* 7)	836

(単位：百万円)

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

	金額
資金期末残高 (* 7)	836
定期預金	-
現金及び預金 (* 1)	836

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

[http://www.famic.go.jp/public\\_information/johokokai/22jyou/zaimusyohyou/](http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/zaimusyohyou/)



## 13. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報

### (1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は12,799百万円と、前年度末比280百万円増（前期は12,519百万円）となっています。これは、現金及び預金が251百万円増（42.9%増）となったこと、工具器具備品が55百万円増（16.1%増）となったこと、建設仮勘定が44百万円増（289.3%増）となったことが主な要因です。

負債合計は6,685百万円で、前年度末比413百万円増（前期は6,273百万円）となっています。これは、退職金等の未払金が335百万円増（91.4%増）となったこと、資産見返負債が109百万円増（22.0%増）となったこと、退職給付引当金が41百万円減（0.9%減）となったことが主な要因です。

純資産合計は、6,114百万円であり、資本金（政府出資金）10,110百万円、資本剰余金△4,135百万円、利益剰余金は139百万円となります。

### (2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、6,940百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、6,841百万円、その他行政コストは100百万円となっています。

### (3) 損益計算書

経常費用は6,840百万円と、前年度比101百万円増（1.5%増）となっています。これは、給与、賞与及び諸手当が前年度比48百万円増（1.1%増）及び退職金費用が102百万円増（32.9%増）となったことが主な要因です。

当期総利益は139百万円（人件費：128百万円、物件費：11百万円）と、前年度比80百万円減（前期は219百万円）となっています。これは、経常費用が前年度比101百万円増加したことが主な要因です。

### (4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益139百万円を計上した結果、6,114百万円となりました。

### (5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは401百万円と、前年度比593百万円増（前期は△192百万円）となっています。これは、その他の業務支出が121百万円減（9.4%減）、国庫納付金の支払額が153百万円減（41.1%減）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△150百万円と、前年度比26百万円減（前期は△125百万円）となっています。これは、施設費による収入が304百万円減（前期は365百万円）となったことが主な要因です。

# 14. 内部統制の運用に関する情報

FAMICは、理事長及び理事の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備・運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

## （1）内部統制に関する事項（業務方法書第93条、第95条、第97条）

FAMICは、理事長の意思決定を補佐するため設置する役員会において、内部統制に関する重要事項を審議するとともに、内部統制の推進等を目的として内部統制委員会を設置しています。

令和6年度は、内部統制委員会を1回開催し、リスク管理委員会に対して、物価高騰、DX、農薬再評価、名古屋センターの入居する名古屋農林総合庁舎の廃止、情報漏洩等に係るリスク低減の対応を指示する等、内部統制の推進を図りました。

## （2）リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第98条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置しています。

令和6年度は、リスク管理委員会を6回開催し、各業務で識別、評価したリスクについて、対応方針を決定してリスクを管理しました。また、職員の内部統制・リスク管理に関する理解を深め、活動への参加意識の醸成を図ることを目的として、e-ラーニング方式による教育研修を実施しました。

## （3）監事監査に関する事項（業務方法書第101条）

FAMICは、通則法第19条第4項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和6年度は、監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査の体制を維持するとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等※に係る事務を行いました。

※ 独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

## （4）内部監査に関する事項（業務方法書第102条）

理事長は、FAMICの業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果及び改善措置状況を報告させています。

なお、令和6年度の内部監査では、軽微な不適合5件が検出されました。

## **(5) 入札・契約に関する事項（業務方法書第104条）**

入札・契約の透明性を担保し、調達等の合理化における自律的かつ継続的な取組に関する点検を行うため、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。

令和6年度は、契約監視委員会を2回開催し、入札及び契約の妥当性等について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会の審議概要をホームページで公表しました。

## **(6) 予算の適正な配分に関する事項（業務方法書第105条）**

運営費交付金を原資とする予算を適正に配分するための体制を整備し、その評価結果をFAMIC内部の予算配分等に反映する仕組みを設けています。

令和6年度は、役員会で3か月ごとに予算の執行状況を確認し、予算執行状況を踏まえた予算の再配分を行いました。

# 15. 法人の基本情報

## (1) 沿革

(旧農林水産消費技術センター関係)

平成3年4月 農林水産省農林規格検査所から

農林水産省農林水産消費技術センターに改組

平成13年4月 独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立

(旧肥飼料検査所関係)

昭和38年1月 農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して

農林省肥飼料検査所となる

平成13年4月 独立行政法人肥飼料検査所として設立

(旧農薬検査所関係)

昭和22年6月 農林省農薬検査所設置

平成13年4月 独立行政法人農薬検査所として設立

平成19年4月 上記3法人を統合して

独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立

平成27年4月 行政執行法人となる

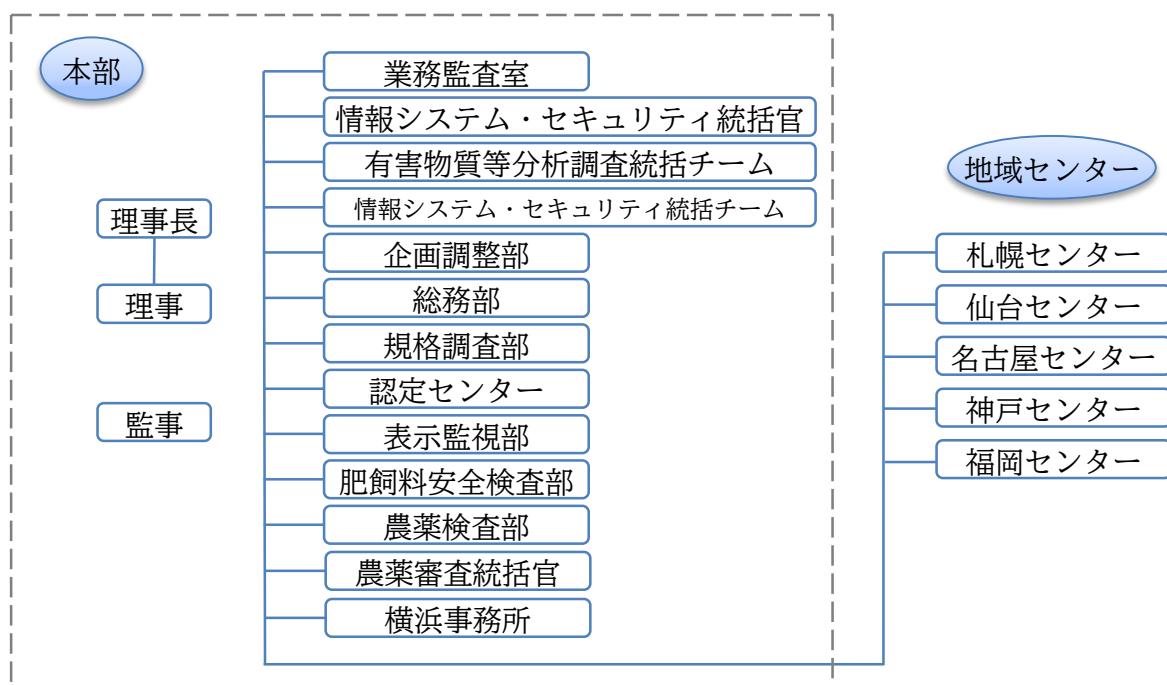
## (2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

## (3) 主務大臣（主務省所管課）

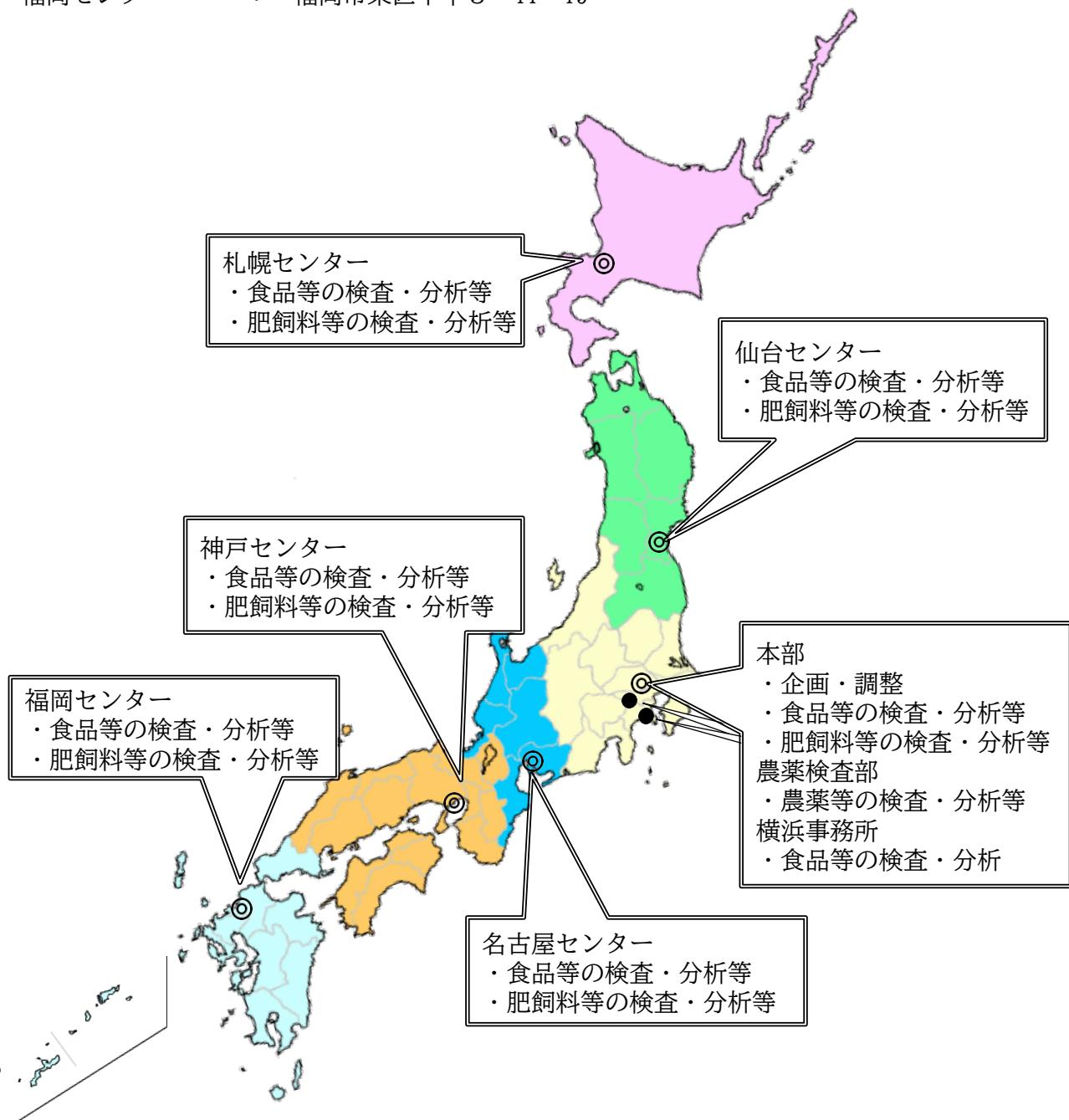
農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課）

## (4) 組織図



## (5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本 部	： さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部	： 東京都小平市鈴木町2-772
横浜事務所	： 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
札幌センター	： 札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル
	札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
仙台センター	： 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター	： 名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
神戸センター	： 神戸市中央区港島南町1-3-7
福岡センター	： 福岡市東区千早3-11-15



## (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定の関連会社及び関連公益法人は該当ありません。

## (7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産	12,758	12,321	12,471	12,519	12,799
負債	6,275	6,164	6,191	6,273	6,685
純資産	6,483	6,156	6,280	6,246	6,114
行政コスト	6,732	6,755	6,628	6,890	6,940
経常費用	6,561	6,581	6,465	6,740	6,840
経常収益	6,929	6,766	6,885	6,900	6,976
当期総利益	370	188	423	219	139

## (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

### ① 予算

(単位：百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	6,781
施設整備費補助金	510
受託収入	2
諸収入	42
前年度よりの繰越金	-
計	7,334
支出	
業務経費	779
施設整備費	510
受託経費	2
一般管理費	629
人件費	5,415
計	7,334

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金額
費用の部	7,549
経常費用	7,549
人件費	5,415
業務費	648
受託経費	2
一般管理費	624
減価償却費	116
賞与引当金繰入	404
退職給付費用	341
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	7,548
運営費交付金収益	6,644
受託収入	2
諸収入	42
資産見返運営費交付金戻入	110
資産見返補助金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	—
賞与引当金見返に係る収益	404
退職給付引当金見返に係る収益	341
臨時利益	—
純利益	△1
前年度繰越積立金取崩額	1
総利益	—

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	7,334
業務活動による支出	6,687
投資活動による支出	647
財務活動による支出	—
翌年度への繰越し	—
資金収入	7,334
業務活動による収入	6,824
運営費交付金による収入	6,781
受託収入	2
その他の収入	42
投資活動による収入	510
施設整備費補助金による収入	510
その他の収入	—
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越し	—

詳細につきましては、令和7年度事業計画をご覧ください。

[http://www.famic.go.jp/public\\_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/](http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/)



## (1) 要約した財務諸表の科目の説明

### ① 貸借対照表

現金及び預金	：現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
引当金見返（流動資産）	：運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う流動資産で、賞与引当金見返が該当
有形固定資産	：土地、建物、機械及び装置、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	：有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
引当金見返（投資その他の資産）	：運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う投資その他の資産で、退職給付引当金見返が該当
未払金・預り金	：一年以内に対価の支払をすべき債務
引当金（流動負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
資産見返負債	：事業計画の想定の範囲内で、運営費交付金により償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	：資産除去債務等
資本金	：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剩余金	：国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	：独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金

### ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	：損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	：独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

### ③ 損益計算書

調査指導業務費	：独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	：事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用
人件費	：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
財務費用	：利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	：手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	：固定資産の売却損益等が該当

### ④ 純資産変動計算書

当期末残高	：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	------------------------

### ⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当